

# 桑野社労士&FP事務所だより

平成 26 年 11 月 10 日

第 56 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail [kuwano@cosmos.ocn.ne.jp](mailto:kuwano@cosmos.ocn.ne.jp) HP [www.kuwano.info](http://www.kuwano.info)

平成 27 年 4 月 1 日から

## 改正パートタイム労働法が施行されます

### 「パートタイム労働者」とは？

「1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて、短い労働者」を言います。

パートタイマー、アルバイト、嘱託、契約社員、臨時社員、準社員などの呼び方に関わらず、上記に当てはまる労働者は、「改正パートタイム労働法」の対象です。

### 何が変わるの？

#### ○ 労働条件に関する文書の交付

事業主は、パートタイム労働者を雇い入れた時は、速やかに「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」を文書の交付などで明示しなければなりません。この文書の交付などによる明示に、「相談窓口」が追加されます。

#### ○ 就業規則の作成手順

事業主は、パートタイム労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更しようとするときは、パートタイム労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聴くように努めなければなりません。



#### ○ 差別的取扱いの禁止？

事業主は、職務の内容、退職までの長期的な人材活用の仕組みや運用等が、通常の労働者と同一のパートタイム労働者で、期間の定めのない労働契約を締結している者については、パートタイム労働者であることを理由として、その待遇について差別的な取扱いをしてはなりません。仮に、待遇の相違をさせる場合には、その相違は職務の内容、人材活用の仕組み等で、不合

理と認められるものであってはなりません。

#### ○ 賃金の決定方法

事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用するパートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力又は経験などを考慮し、その賃金(基本給、賞与、役付手当等)を決定するように、努めなければなりません。

#### ○ 教育訓練の実施

パートタイム労働者と通常の労働者の職務の内容が同じ場合、その職務を遂行するに当たって必要な知識や技術を身に付けるために通常の労働者に実施している教育訓練については、パートタイム労働者に対しても通常の労働者と同様に実施することが義務付けられています。

#### ○ 福利厚生

福利厚生施設のうち、給食施設、休憩室、更衣室について、通常の労働者が利用している場合は、パートタイム労働者にも利用の機会を与えるよう、配慮することが義務付けられています。

#### ○ 通常の労働者への転換

事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用するパートタイム労働者について、①通常の労働者を雇う場合、その募集内容を雇っているパートタイム労働者に周知する、②通常の労働者のポストを社内公募する場合、雇っているパートタイム労働者にも応募する機会を与えるなどの措置を、講じなければなりません。

(裏面へ)

## セカンド・ライフに向けて 14

### 六、家族との関係

#### 1. 配偶者、子・孫への贈与と資金援助

##### (1) 贈与税

贈与に係る税金は次の式のとおりですが、来年1月から1,000万円以上の税率は軽減されます。(その年中に取得した贈与財産価格の合計額－基礎控除110万円)×税率(下表参照)

<贈与税の税額速算表>

贈与税＝課税価格 A×税率 B－控除額 C

課税価格	現 行		H27.1.1 から	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
200万円超～	15%	10万円	15%	10万円
300万円超～	20%	25万円	20%	25万円
400万円超～	30%	65万円	30%	65万円
600万円超～	40%	125万円	40%	125万円
1,000万円超～	50%	225万円	45%	175万円
1,500万円超～			50%	250万円
3,000万円超～			55%	400万円

##### (2) 生前贈与

元気なうちに家族への贈与を考えるなら、次の制度を活用できます。

1. 贈与税には基礎控除が110万円あり、毎年使うことができます。つまり、年に110万円以下の贈与には、税金がかかりません。
2. 婚姻期間が20年以上である配偶者から居住用財産の贈与を受けた場合は、2,000万円の配偶者控除が受けられます。

##### (3) 教育資金の一括贈与に係る非課税措置

昨年4月から、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」が設けられました。制度の概要は、次のとおりです。



- 祖父母(贈与者)が、金融機関(注1)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設して、教育資金を一括して拠出します。この資金について、子・孫ごとに1,500万円(注2)が非課税となります。

- 教育資金の使途は、金融機関が領収書をチェックして、書類を保管します。
- 孫などが30歳に達する日に、口座は終了します。
- H25.4.1からH27.12.31までの措置です。  
(注1) 金融機関とは、信託会社、銀行等及び金融商品取引業者をいいます。  
(注2) 学校以外のもに支払われるものは、500万円が限度となります。  
(注3) 贈与者の死亡前3年以内に教育資金の一括贈与が行われても、その価格は相続税の課税価格に加算されません(3年以内贈与加算の適用除外)。

(次回に続く)

### 事務所からひとこと

米国生まれで、主に近江八幡市で活躍したウィリアム・メレル・ヴォーリズという建築家がいる。彼は建築家でありながら、近江兄弟社の創立に関わり、結核療養所を開設し、メンソレータムを日本に普及させ、YMCA活動など多くの実績を残している。没後50周年を記念した、イベントの一つである講演会に行ってきた。

演題は「いのち、平和、そしてヴォーリズ精神」で、講師は姜尚中(カン・サングン)東大名誉教授。今、過労死など命が軽視され、世界各地で争いが行われて平和が危うい中で、ヴォーリズ精神を考えようというもの。私の聞き取りが不正確かもしれないが、姜氏は次の四つの問題点をあげた。一つは、金を得ることが第一という経済至上主義(＝拝金主義)。その考え方によって、人間や命が軽視されていないか。二つ目に、主義と主義がぶつかり会い、融和を生まない帰属意識。友愛や人間はみな兄弟という気持ちだが、失われていないか。三つ目に、科学技術の進歩に対する盲目的ともいえる信仰。科学技術は世の中を便利にし、人間に役立つ面はあるが、人間そのものを置いてきぼりにしていないか。四つ目に、自分は現状に対して“何もできない”という虚無の意識が支配していないか。今こそ、自分のやれることから、隣人愛を持って行動しなければならないのではないか。

私もふと振り返り、何か大事なものを忘れて生きてこなかったか、考える時間になった。